

欧州市場における 板ガラス価格カルテル事件

（2007年11月27日欧州委員会決定
事件番号COMP/39165、決定番号C(2007)5791）

北 博 行

はじめに

本稿は、日系企業を含むガラスメーカーの欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（本事件）に関して、欧州委員会（委員会）がどのような手続きを踏んで、どのような証拠に基づき、どのような措置を採ったかを委員会決定の公表版¹に基づき解明し、以って価格カルテルに対する欧州競争法の運用実務を概観するとともに、日本の独占禁止法に照らしてその主たる相異点を明らかにすることを目的としている。

I. 委員会決定：主文

1. 委員会は、EC条約、EEA協定、理事会規則No.1/2003第7条及び第23条2項、2006年1月3日の本事件に対する審査開始決定、関係事業者に対する意見陳述の機会付与、諮問委員会の意見、そして聴聞官の最終報告書に鑑み、2007年11月27日最終決定（本決定）を行った²。

2. 本決定の主文内容は次の通りである。

第1項 下記事業者は、それぞれ記載した期間、欧州市場における板ガラス4品目について、価格引上げ、最低価格、及びその他の営業条件について協定及び協調行動をするとともに重要営業情報の交換を行いEC条約81条及びEEA協定53条に違反

した。

- (a) 旭硝子株式会社（日）及びAGC板ガラス欧州株式会社（ベルギー）

2004年1月9日から2005年2月22日

- (b) ガーディアン産業株式会社（米）及びガーディアン欧州有限会社（ルクセンブルグ）

2004年4月20日から2005年2月22日

- (c) ピルキントングループ株式会社（英）、ピルキントンホールディング有限会社（独）及びピルキントンドイツ株式会社（独）

2004年1月9日から2005年2月22日

- (d) サンゴバン株式会社（仏）及びサンゴバンガラスフランス株式会社（仏）

2004年1月9日から2005年2月22日

第2項 第1項記載の違反に対して、次の通り制裁金を課す。

- (a) 旭硝子株式会社（日）及びAGC板ガラス欧州株式会社（ベルギー）は連帯して6500万ユーロ（130円換算で84.5億円³）

- (b) ガーディアン産業株式会社（米）及びガーディアン欧州有限会社（ルクセンブルグ）は連帯して1億4,800万ユーロ（192.4億円）

- (c) ピルキントングループ株式会社（英）、ピルキントンホールディング有限会社（独）及びピルキントンドイツ株式会社（独）は連帯して1億4,000万ユーロ（182億円）

- (d) サンゴバン株式会社（仏）及びサンゴバンガラスフランス株式会社（仏）は連帯して1億3390万ユーロ（174億円）

制裁金は、本決定通知日から3ヶ月以内にユーロ通貨で、委員会名義の下記口座宛てに支払うこと。

シティバンクN.A.

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

シティグループセンター、カナダ広場、カナリー埠頭

英国 ロンドン E14 5LB

IBANコード：GB43CITI 18500811850415

SWIFTコード：CITIGB2L

期限内に支払がない場合は、本決定が採択された月の第1日における欧州中央銀行の市中貸出金利プラス3.5%の遅延利息を徴収する。

第3項 第1項記載の各事業者は、すでに違反行為を中止していない場合には、直ちに違反行為を中止せよ。

第1項記載の違反行為を繰り返してはならない、また同様の目的、効果を有する行為をしてはならない。

第4項 本決定の名宛人及びその住所は次の通り。

旭硝子株式会社（日）、AGC板ガラス欧州株式会社（ベルギー）、ガーディアン産業株式会社（米）、ガーディアン欧州有限会社（ルクセンブルグ）、ピルキントングループ株式会社（英）、ピルキントンホールディング有限会社（独）、ピルキントンドイツ株式会社（独）、サンゴバン株式会社（仏）、サンゴバンガラスフランス株式会社（仏）

本決定は、EC条約256条⁴及びEEA協定110条により執行力をもつ。

2007年11月28日 ブラッセル

委員会の名前で

委員会委員 ニーリ クロス⁵

II. 欧州委員会決定：理由

1. 本決定の理由は、8項目から構成されており、更に各項目を構成する段落（パラグラフ）数は①序論：5、②板ガラス産業：54、③審査手続：17、④カルテル行為認定：220、⑤法の適用：88、⑥名宛人：70、⑦違反期間：3、⑧措置内容：84、合計541である。本決定の理由各項目の主な内容は次の通りである。

第1項：序論

名宛人は、板ガラス4品目について少なくともEEA域内⁶を対象市場とする価格カルテルを行いEC条約81条及びEEA協定53条に違反した。違反行為の期間は、少なくとも2004年1月9日から2005年2月22日までである。違反の証拠は、立入検査の際委員会がコピーした書類、委員会の情報提供要求により関係事業者から提出された書類、及び関係事業者から自発的に提出された書類等に記載されていた行為である。

第2項：板ガラス産業

(1) 対象製品

本決定の対象製品は、建築用板ガラスで、品目としては、①フロートガラス、②低放射ガラス（low emissivity glass, Low-Eと呼ばれている）、③ラミネートガラス、④鏡面ガラスの4品目である。

(2) 関係事業者

① 旭硝子株式会社（日本）、その子会社であるAGC板ガラス欧州株式会社（ベルギー）の旭硝子グループがある（旭硝子G）。AGC板ガラス欧州株式会社は旧社名をグラバーベル株式会社といい2002年12月に旭硝子株式会社を買収した⁷。旭硝子Gの2004年連結売上高は109億7900万ユーロ（1兆4270億円）である。

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

- ② ガーディアン産業株式会社（米）、その子会社であるガーディアン欧州有限会社（ルクセンブルグ）のガーディアングループがある（ガーディアンG）。ガーディアン産業株式会社はガーディアンGの究極親会社であり、米国ミシガン州の非公開会社である。1981年以来ガーディアンGは、欧州事業を行っている。
- ③ ピルキントングループ株式会社（英）、その子会社であるピルキントンホールディング有限会社（独）、同じく子会社であるピルキントンドイツ株式会社（独）のピルキントングループがある（ピルキントンG）。ピルキントンGの2004年連結売上高は35億2800万ユーロ（4590億円）である。ピルキントンGは、従来ピルキントングループ株式会社の株式20%保有していた日本板硝子が、2006年6月30日に100%買収した⁸。
- ④ サンゴバン株式会社（仏）、その子会社であるサンゴバンガラスフランス株式会社（仏）のサンゴバングループがある（サンゴバンG）。サンゴバンGの2004年連結売上高は320億2500万ユーロ（4兆1630億円）であり、うち板ガラスの連結売上高は43億9400万ユーロ（5710億円）である。サンゴバンGは50カ国以上に事業所をもち、19万9000人を雇用している。

上記の4グループに加えて、欧州板ガラス市場の事業者又は事業者団体としては、1978年に設立されベルギーに本拠をおく欧州板ガラス連盟（Groupement Europeen des Producteur de Verre Plat、略称 GEPVP）、トロシュガラス（独）、インターパン（独）、サンガリ（伊）、ショーテン（独）、シセカム（トルコ）など中小ガラスメーカーがある。

(3) 対象市場

板ガラス産業は多額の投下資本を必要とする装置産業で、メーカー間での相互供給関係、合併関係などの歴史がある。2004年の

板ガラスの全世界市場規模は80億ユーロ（1兆40億円）である。EEA域内市場は、その20%強に相当する17億ユーロ（2210億円）であり、そのうち本決定の名宛人である4グループがEEA域内市場の80%すなわち14億ユーロ（1820億円）を占めている。

板ガラスの需要は建設業に左右される。3～4月及び10～11月が最大の需要期である。2005年当時のEU加盟25カ国における板ガラス需要の伸びは2.4%、2006年予測は2.5%～4%であった。フロートガラスが需要の大半を占めるが、安全性重視よりラミネートガラス、コーティングガラスの需要が伸びており、またエネルギーの無駄を排することより低放射ガラス（Low-E）の需要が伸びている。

EEA域内市場のうち販売量が多い国はドイツ、イタリア、フランス、英国である。過去の合併審査の際⁹、委員会は板ガラスの地理的市場をEEA域内全体であるとしており、本事件でも同一の認定をした。板ガラスは輸送コストが高く、生産拠点から600キロメートル程度がトラック輸送の範囲であるが、域外取引もある。市場は生産拠点を中心とする複数の円が連続して重なり合うことで形成されている。すなわち個々の生産拠点からの販売先はEEA全域をカバーしていないが、EEA域内にある数多くの生産拠点が連携することでEEA全域をカバーすることになる。

これに対してガーディアンGとビルキントンGは、板ガラスに関してEEA域内の特定地域市場あるいは国別市場があると異議を唱えた。しかし委員会は、EC条約81条違反の認定において地理的市場が国別市場であろうと、特定地域市場であろうと、EEA全域市場であろうと関係がないとしている。さらに委員会はEC条約81条違反における市場は、EC条約82条違反あるいは合併審査における市場ほど厳密に定義する必要はないとしている。また委員会は、欧

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

州板ガラス連盟の書類、ガーディアンGの書類の記載内容を勘案して、地理的市場をEEA全域とすることになんら恣意性がないと述べている。

加盟国間の通商への影響の有無について、委員会は次の通り4グループの生産拠点を示して、国境を越えた取引があり、EEA全域に供給、販売していることを理由に、地理的市場をEEA全域とする妥当性を説明した。

- ① 旭硝子G：ベルギー、チェコ、仏、独、伊、蘭、ポーランド、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英（12カ国）
- ② ガーディアンG：仏、独、ハンガリー、ルクセンブルグ、ポーランド、スペイン、英（6カ国）
- ③ ピルキントンG：オーストリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、伊、蘭、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スウェーデン、スイス、英（14カ国）
- ④ サンゴバンG：オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、仏、独、ハンガリー、アイルランド、伊、蘭、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、英（21カ国）

第3項：審査手続

委員会はEC条約81条及び82条を適用するための理事会規則No.1/2003及び理事会規則No.773/2004に則り、本事件の審査手続を進め、最終決定に至った。尚、付表「EC条約81条及び82条事件の処理手続」を併せて参照。

- (1) 2004年末から2005年初：委員会と各国競争法当局との情報交換委員会は、理事会規則No.1/2003第12条による加盟国競争当局と

の公式情報交換及び2004年末から2005年初めに亘る独、仏、スウェーデン、英の競争当局との非公式な情報交換により審査を開始した。委員会が受領した情報には、主に欧州大手ガラスメーカーの取引先からのレターもしくは非公式な申告もある。その内容は主に4グループによる類似品目についての組織的な並行値上げ、エネルギーサーチャージについて類似の方式による並行的適用である。

(2) 2005年2月22日（火）及び23日（水）：委員会の第1回立入検査

委員会は、理事会規則No.1/2003第20条4項により、旭硝子G（ベルギー、仏の事業所）、ガーディアンG（独の事業所）、ピルキントンG（英、仏、スウェーデンの事業所）、（仏、スウェーデンの事業所）の立入検査を実施した。独、仏の競争法当局は、委員会の為に、理事会規則No.1/2003第22条2項により、ピルキントンG（仏、独の事業所）、サンゴバンG（独の事業所）の立入検査を実施した。

(3) 2005年2月24日（木）：立入検査の事実を公表¹⁰

立入検査の翌日24日に、委員会は立入検査実施の事実を発表した。事件は、板ガラスと自動車ガラスの2件であり、被疑事実について前者は値上げ及びエネルギーサーチャージの上乗せ協定の疑い、後者は顧客割り当ての疑い¹¹であった。

(4) 2005年3月2日（水）：旭硝子Gによる制裁金の減免申請

旭硝子Gは、委員会の2002年制裁金減免（リニエンシー）申請告示¹²に基づき板ガラス及び自動車ガラスの2件について制裁金の減免申請を行った（米国における民事訴訟の開示手続（discovery）を懸念して口頭で申請した）。

(5) 2005年3月15日（火）：委員会の第2回立入検査

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

委員会は、理事会規則No.1/2003第20条4項により、欧州板ガラス連盟（ベルギーの事務所）、ガーディアンG（ルクセンブルクの事業所）に立入検査を実施した。これら2回の立入検査により、委員会は本事件について違反行為の証拠を発見した。2008年11月に決定を下した自動車ガラス事件についても違反の証拠を発見したものと推測する。

(6) 2006年1月3日（火）：正式審査開始決定

委員会は、理事会規則No.1/2003第11条6項及び理事会規則No.773/2004第2条により本事件に対する正式審査開始を決定した。

(7) 2006年3月6日（月）：審査開始決定の通知

委員会は、正式審査開始決定を各関係事業者に通知した。

(8) 2006年3月頃：情報提供要求

委員会は、理事会規則No.1/2003第18条により各関係事業者（ガーディアンG、サンゴバンG、ピルキントンG、欧州板ガラス連盟）に対して情報提供要求を行った。

(9) 2006年3月末頃：情報提供要求に対する回答

各関係事業者は、委員会の情報提供要求に対して回答を行った。

(10) 2006年4月から：追加情報提供要求及びそれに対する回答

委員会は、理事会規則No.1/2003第18条による追加の情報提供要求を行い、各関連当事者がそれに対する回答を行った。

(11) 2007年2月2日（金）：減免申請却下決定

委員会は、旭硝子Gの減免申請の却下を決定した。

(12) 2007年2月7日（木）：申請却下の通知

委員会は、旭硝子Gに減免申請却下を通知した。

- (13) 2007年3月9日（金）：異議告知書の採択

委員会は、異議告知書（Statement of Objections）を採択した。

- (14) 2007年3月13日（火）及び14日（水）：異議告知書の通知

委員会は、理事会規則No.773/2004第10条により各関連事業者に異議告知書を送付した¹³。

- (15) 2007年4月頃：関連事業者による答弁書連絡

各関連事業者は、理事会規則No.773/2004第10条3項により委員会に対して異議告知書に関する答弁書を提出した。

- (16) 2007年6月7日（木）：聴聞会開催

委員会は、理事会規則No.1/2003第27条及び理事会規則No.773/2004第14条により聴聞会を実施した。旭硝子G及びガーディアンGが出席した。旭硝子Gは主に親会社である旭硝子株式会社には責任がないこと、そして委員会審査への協力、貢献を申し立てた。ガーディアンGは、事業運営の構造について説明した。

ところで聴聞会への出席と意見表明は、理事会規則No.773/2004第11条及び第12条に規定するとおり関係事業者にとって権利であり義務ではない。よってピルキントンG、サンゴバンGが欠席したことは彼らが権利行使をしなかったということである。

- (17) 2007年11月16日（金）：第1回諮問委員会

理事会規則No.1/2003第14条に従い、第1回諮問委員会が開催され、委員会は決定案（除く制裁金額）について諮問を行った¹⁴。

- (18) 2007年11月21日（木）：聴聞官の報告書

聴聞官が委員会に最終報告書¹⁵を提出した。

(19) 2007年11月23日（金）：第2回諮問委員会

第2回諮問委員会が開催され、委員会は決定案（制裁金額）について諮問を行った¹⁶。

(20) 2007年11月28日（水）：委員会最終決定

委員会の最終決定が行われた¹⁷。そして関連事業者に通知された。

尚、EC条約230条によると、委員会決定に不服があるものは決定公表後あるいは通知後2ヶ月以内にルクセンブルグにある欧州第1審裁判所（The Court of First Instance：CFI）に取消訴訟を提起することができる。本事件ではガーディアンGが、2008年2月12日に欧州第1審裁判所に対して決定の一部取消、制裁金の減額を求める訴えを提起した（事件番号T-82/08）¹⁸。

第4項：カルテル行為認定

(1) 委員会が違反行為を認定した証拠は、立入検査により発見した文書、関連事業者からの回答である。違反行為を実際に行った者は、旭硝子G、ガーディアンG、サンゴバンG、ピルキントンGそれぞれの担当者である。ピルキントンGの担当者については2003年10月に変更があり、従来の担当者は2004年4月の退職までの間、新たな担当者への引継ぎを行った。ピルキントンGの従来の担当者は、退職まで欧州板ガラス連盟のマーケティング/コミュニケーション部会（Marketing & Communication：略称 Marcomm）の委員長を務めていた。各社担当者もMarcommの委員であった。

(2) 関連事業者の会合などの経緯は次の通りである。

① 2003年10月17日：ピルキントンG社内メール交信

ピルキントンGの旧担当者（04年4月まで）と新担当者（04年4月から）との社内メール交信。件名は独、ポーランド、ベネルクスの値上げについて。

旧担当者から新担当者へのメール

「彼から上記市場の値上げについてピルキントンGの意向を質問された。そして彼はMarcommのシニアメンバーでの打合せを行うことが良かろうと同意した。会合を手配してください。」

新担当者から旧担当者へのメール

「私は彼を知りませんので、会合手配は先輩にお願いします。会合はいろいろ役に立つと思います、とくに私自身にとって、過去にどのように行われたかを知ることができます。」

上記の社内メール交信内容にかかわらず、欧州板ガラス連盟の事務局長によれば、2003年10月から2004年4月23日までMarcommの会合はないということである。また社内メール交信が独、ベネルクス、ポーランドの値上げに関連することから、委員会は、ピルキントンGによる値上げカルテル計画であると考ええる。

② 2003年12月4日：場所不明、ピルキントンGと旭硝子Gの2社会合

委員会が証拠としたのは会合のメモなどである。会合のメモはピルキントンG新担当者が作成したものであり、立入検査の際、ピルキントンG新担当者の事務所で発見された。この会合において、相互供給、英、スペインなど重要な営業情報の交換があった。

- ③ 2004年1月9日：シェラトンプラッセルエアポートホテル、
3 社会合

委員会が証拠としたのは旭硝子G提出の陳述書、ピルキントンG新担当者作成の議事録、及び出張経費精算などである。旭硝子G、ピルキントンG、サンゴバンGの担当者が打合せを行い、板ガラス4品目について少なくとも独の値上について合意した。そして各関連事業者は2月16日付で値上げを実施した。なお議事録には2004年度の欧州板ガラス連盟の会合スケジュールが記載されていた。

- ④ 2004年3月2日：シェラトンプラッセルエアポートホテル、
3 社会合

委員会が証拠としたのはピルキントンG新担当者の手帳、及び出張精算などである。旭硝子G、ピルキントンG、サンゴバンGの担当者が打合せを行い、独の値上げ状況を確認するとともに少なくともベネルックス3カ国の値上げを合意した。

なお、ピルキントンG新担当者の67ページの手帳には、日付なしで、「3月15日値上げ発表—4月1日。値上げについて顧客別に協議。自由市場はやりにくい。自由市場で値上げ発表にはガーディアンGの支援が必要。」と記載されていた。

また同担当者の出張精算によれば、「3月2日8時から18時、オランダのペロ（独国境付近）に顧客訪問」とあるが、9:39-14:53の刻印があるブラッセル空港駐車場のチケットも添付されていた。そして旭硝子G担当者の出張精算にもブラッセル空港14:52の記載があった。従ってピルキントンG新担当者は出張先と出張目的を偽ったのである。

3社の行動は次の通りである。

旭硝子G：3月15日蘭値上げ発表、4月5日実施。3月17日ベルギー・ルクセンブルグ値上げ発表、4月5日実施

サンゴバンG：3月25日ベルギー値上げ発表、4月13日実施。

ピルキントンG：3月30日ベネルクス3カ国値上げ発表、4月14日実施。

- ⑤ 2004年4月20日：夕食、コブレンツ、ドイツ、2社会合委員会が証拠としたのはピルキントンG新担当者の2ページ議事録をふくむ。尚、この2ページ議事録は67ページ手帳の一部である。ピルキントンGとガーディアンG担当者打合せ。ピルキントンG新担当者が旭硝子G、サンゴバンGとの打合せ内容をガーディアンG担当者に伝え、独、英、アイルランドの値上げ、相手方得意先の尊重、伊の値上げについても同意を得た。

2ページの議事録には次の記載がある。

「英・アイルランド：値上げ合意。来週発表。実行2週間後。値上げ条件：市場135000トン。Low-Eには消極。サンゴバンG・旭硝子G得意先に攻撃無用、価格によらず注力。」

市場13500トンとはガーディアンGとして欲しい英市場の物量、Low-EとはピルキントンGが強固な立場にあるLow-Eの安売り禁止、そしてサンゴバンGと旭硝子Gの得意先には割り込み禁止、という意味である。

2ページの議事録の最後に次の記載がある。

「伊：値上げ計画なし。ガーディアンGは値上げのため2ヶ月間市場から撤退することも厭わない。若しくはフェニシア工場のために新価格の導入を3ヶ月間遅らせる。

アクション：値上げを探るため、需要の高低時期における

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

取引先の在庫日数を探る。」

- ⑥ 2004年6月15日：ドリントケレンホフホテル、アーヘン、3 社会合

委員会が証拠としたのは、旭硝子Gの陳述書、ピルキントング新担当者の手帳、出張精算である。なお出張目的は訓練指導と記載されていた。この会合では旭硝子G、ピルキントング、サンゴバンG担当者の打合せを行い、フィンランドと伊の値上げについて合意した。ガーディアン担当者も電話で参加し、値上げ合意を了承した。

- ⑦ 2004年12月2日：シェ・パスカル・ガストロノーム、ルクセンブルグ、4 社会合

委員会が証拠としたのは、ピルキントング新担当者のノート及び8ページメモである。この8ページメモの1ページ目には欧州板ガラス連盟会議、於ルクセンブルグと記載され、2ページ目から4ページ目まで3ページ分の報告があり、5ページから04年12月2日会合という部分が始まる。

8ページメモの2ページ目には次の手書きがある。

Price increase concept for next year				
	SG	Gua	Gla	Pilk
Ireland	01/05			
UK				03/05
France		03/05		
Benelux			03/05	
Scand		03/05		
Poland		03/05		
Baltics		03/05		
()	?	?	?	?
DE				03/05
Italy	01/05			

そしてそれぞれの国ごとに誰がリーダーとなって値上げを
発表するか、値上げ幅はいくらかなどの詳細な記載がある。
また 8 ページ目には、次の手書きがある。

General Agreements

- ① Prices all across Europe to be frozen for the next months
(欧州全域で値下げ禁止)
- ② No acquisition!
(顧客取得禁止)
- ③ Prices to go down/up in 2ct increments
(顧客との価格交渉は下げ幅 2 セントまで)
- ④ Increases in DE+BENELUX are totally linked
(独とベネルックス 3 国は同時値上げ)
- ⑤ As principle only 8% should go of the invoice price.
How to spit between Cash and Bonus is free.
(割引率 8%のみ。現金割引とするか期末割戻しとするかは任意)

このような証拠から、欧州板ガラス連盟の会議に関連して、旭硝子G、ピルキントンG、サンゴバンG、ガーディアンG担当者の会合が行われ、アイルランド、英、仏、ベネルクス、スカンディナビア諸国、ポーランド、バルト諸国、独、伊の値上げ、時期、発表の順番、特定国についての最低価格、英の目標価格、リベート政策、値引き限度、値下げ禁止などの合意があったことが明らかである。また独で導入された通行税を取引先に転嫁するか否かも話し合いが行われていた。

- ⑧ 2005年 2月11日：ホテルループル、パリ、4 社会合
委員会が証拠としたのは、ピルキントンG新担当者が作成した 4 ページの手書きメモである。ガーディアンGもその内

容を確認している。旭硝子G担当者の予定表にもこの会合の記載がある。但し記載内容には偽りも含まれている。

旭硝子G、ピルキントンG、サンゴバンG、ガーディアンG担当者の打合せが実施された。これは12月2日会合のフォローアップ会合である。独、オーストリア、ベネルクス、スペイン、ポルトガルの値上げ等を確認し、さらに独の通行税の情報交換、割引率8%の確認などが行われていた。

第5項：法の適用

- (1) 前項記載のカルテル行為は、共同市場における競争及び加盟国間通商に影響を与えるのでEC条約81条の適用がある。EEAの一部であるEFTA諸国における前項記載カルテル行為及び加盟国とEFTA/EEAとの通商に対するその影響についてはEEA協定53条の適用がある。

「EC条約81条

第1項：加盟国間の通商に影響を及ぼす可能性があり、かつ共同市場内の競争を阻害、制限、または破壊する目的或いは効果をもつ事業者間の協定、事業者団体の決定及び協調行動は共同市場と両立しないものゆえ禁止される。特に次の行為は禁止される。

- (a) 購入価格、販売価格、又はその他取引条件を直接或いは間接に定めるもの
- (b) 生産、販売、技術開発又は投資を制限、支配するもの
- (c) 市場又は供給源を分割するもの
- (d) 他取引先と同等取引に対し異なる条件を課して競争上不利な扱いをするもの
- (e) その性質又は商業上の使用に照らし契約対象と関連がない付属条件の受諾を条件として契約を締結するもの

第2項：本条により禁止されている協定又は決定は、自動的に無効とする。

第 3 項：下記の場合には、第 1 項の不適用が宣言されることがある。

- 事業者間の協定又は一定類型の協定
- 事業者団体の決定又は一定類型の決定
- 協調行動又は一定類型の協調行動

であって、商品の生産、流通の改善又は技術或いは経済の促進に寄与する一方でその結果生じる利益が消費者に公平に還元されるもので、次の各号の一に該当しないもの

- (a) 目的達成の為に不可欠ではない制限を関与事業者に課するもの
- (b) 当該商品の実質的部分に関して関与事業者に競争排除の可能性を与えるもの」

(2) EC条約81条の条文に加えて確定した判例¹⁹に基づく原則が欧州競争法の適用においては重要である。EC条約81条で定める「協定」は、形式は問わない。書面である必要はない。制裁や強制手段の規定も不要である。更に、あらかじめきちんとした共通の計画に基づく合意である必要もない。交渉中の不完全な了解、部分的合意、条件付合意についても「協定」となる。また事業者同士が一定の方法で市場で行動するという共同の意思があればEC条約81条にいう協定の立証に十分である。

(3) カルテル行為の合意をした会合に出席した事業者は、合意内容と異なる独自の行動をした場合でも、その独自行動を公表しない限り、カルテル行為について責任を問われる。

(4) EC条約81条の「協調行動」は、意図的に事業活動を協調させることで市場に影響を与える行動であり、必ずしも明示的な共通計画への参画は必要ではない。

- (5) 委員会はEC条約81条違反を立証するため詳細で矛盾なき証拠を示す必要がある。しかし証拠の一つ一つが違反の局面を示すものである必要はない。証拠全体から違反が立証できればよい。EC条約81条が禁止する協定や協調行動は秘密裡に行われるため、関連する文書が部分的なものであることが多い。EC条約81条違反行為はいくつもの偶然とか兆候から推定される。そして偶然や兆候が違反行為の証拠を構成する。
- (6) 複雑なカルテル行為は、一定の期間における単一の継続した違反行為（a single and continuous infringement）とみなすことが適切な場合がある²⁰。カルテル行為は、共同行為であるが、カルテル参加者は、それぞれ役割を担っている。1～2名がカルテルの仕切り役になる。カルテル参加者同士の内輪もめ、競争、そして化かし合いがあっても、単一の継続した違反行為であれば、EC条約81条違反となる協定、協調行動を構成する妨げにはならない。
- (7) 協定が共同市場における競争制限、競争妨害を目的としているのであれば、協定に実際の効果がなくともEC条約81条、EEA協定53条は適用される。
- (8) EC条約81条条文および原則を前項カルテル行為の認定に適用すると、名宛人は本事件においてEC条約81条1項に違反する行為を行った。なお名宛人はEC条約81条3項の適用を主張していないし、委員会も同条項の適用はないと考える。

第6項：名宛人

- (1) 同一グループに属する企業は1つの経済単位であり、当該企業が独自に営業活動を決定しないのであれば、同一グループがEC条約81条及び82条における事業者を構成する²¹。委員会は、十分な反証がないかぎり、100%子会社は親会社の指示に従うと見なして

法の適用を行った。

- (2) 旭硝子（日）、セントゴバン（仏）、ガーディアン産業（米）は100%子会社に対する親会社責任について反論をしたが、委員会は十分な証拠がないとした。
- (3) 2006年日本板硝子はピルキントンGを100%子会社化したことが、委員会は、この買収は違反行為終了後であり、日本板硝子は本事件の名宛人ではないとした。

第7項：違反期間

- (1) 旭硝子G、ピルキントンG、サンゴバンGの違反開始日は、各担当者が会合した2004年1月9日とし、違反終了日は委員会の立入検査日である2005年2月22日とした。
- (2) ガーディアンGの違反開始日は担当者がピルキントン担当者と会合した04年4月20日とし、違反終了日は委員会の立入検査日である2005年2月22日とした。

第8項：措置内容

- (1) 理事会規則No.1/2003第7条1項は次の通り規定している。

「申告又は職権探知により委員会がEC条約81条又は82条違反を発見したした場合、委員会は決定により事業者、事業者団体に対して違反終了を命じることが出来る。この目的のため、違反内容に応じてそして違反を効果的に終了させる行為措置又は構造上の措置を命じることができる。構造上の措置は、行為措置では効果が得られない若しくは行為措置が構造上の措置より事業者にとって負担となる場合に限り命じることができる。委員会が法律上の利益を有する場合、違反が過去から行われたと判定することができる。」

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

カルテル行為が秘密裏に行われることを鑑みると、違反行為が完全に終了した確証を得ることは困難である。従って委員会は本決定の名宛人に対して違反行為の終了を命じるとともに同一又は類似の協定、協調行動、あるいは事業者団体の決定を禁止する必要があると判断した。

(2) 理事会規則No.1/2003 第23条 2項は次の通り規定している。

「委員会は事業者及び事業者団体が故意又は過失により次の行為をした場合には決定により制裁金を課すことができる。

- (a) EC条約81条又は82条に違反した場合
- (b) 本規則第8条による仮決定に違反した場合
- (c) 本規則第9条により委員会決定による制約に違反した場合
違反をした各事業者に対する制裁金は前事業年度の総売上高の10%を超えないものとする。

事業者団体の違反に対する制裁金は、違反による影響を受けた市場における団体構成員である事業者の売上高合計の10%を超えないものとする。」

(3) さらに理事会規則No.1/2003第23条 3項は、次の通り規定している。

「制裁金額決定にあたり、違反行為の重大性と期間を勘案しなければならない。」

(4) 制裁金額を決定するため、委員会は2006年制裁金ガイドライン²²を適用したが、これについては旭硝子Gが抗議をした。旭硝子Gの抗議とは、本事件の制裁金には1998年ガイドライン²³を適用するべきであり2006年ガイドラインを適用するということは本事件違反行為の時期を鑑みると法の不遡及及び法的安定の原則に反するというものである。旭硝子Gは更に、2006年年ガイドラインが適用されるということは、制裁金に関する減免制度への信頼と関係

事業者の委員会審査への協力を損なうものである、と主張した。これに対して、委員会は制裁金額の決定は委員会の裁量であること、従って過去の事例にも、関連事業者の正当な期待にも拘束されないという判例をもって一蹴した²⁴。

(5) 2006年ガイドラインに従い、制裁金は各々の関係事業者について次の通り算出される。

- ① まず直近事業年度におけるEEA域内の年間売上高（除く付加価値税）に重大性に基づく係数（最高30%）を乗じ、さらに違反継続年数（6ヶ月未満は0.5年とし6ヶ月以上1年未満は1年）を乗じる。これに違反抑止効果を上げるためEEA域内の年間売上高（除く付加価値税）に15%から25%を乗じた金額を加えて基礎額とする。

本事件に関して、重大性要素については18%、違反効果抑止要素については17%が採用された。その結果、各グループの制裁金については、まず次の計算式により基礎額を求めることになった。

2004年EEA域内売上高×18%×違反期間+2004年EEA域内売上高×17%=基礎額

- ② 次に各グループの基礎額に対して調整が行われた。その詳細は公表されていない。2006年ガイドラインによれば、次の調整が行われる。

(ア) 第1の調整は、加重調整である。要素としては違反行為発覚後も違反行為を継続又は繰返し、委員会の検査妨害、違反行為の首謀者あるいは調整役などがある。

(イ) 第2の調整は、減額調整である。要素としては違反行為終了の証拠提供、過失による違反行為の証拠提供、違反行為への限定的参加、減免制度の範囲外で委員会へ

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

の協力、当局又は法令に準拠した違法行為などである。

- (ウ) 第3の調整は、抑止力のための特定増加である。
- (エ) 第4の調整は、直近事業年度の売上高の10%以内というものである。
- (オ) 第5の調整は、減免制度による制裁金の減免である。
- (カ) 第6の調整は、関連事業者の支払い能力である。

(5) 旭硝子Gに関する減免についての調整を行う前の段階で、各関係事業者に対する制裁金額は、次の通りである。

旭硝子G : 1億3000万ユーロ
ガーディアンG : 1億4800万ユーロ
ビルキントンG : 1億4000万ユーロ
サンゴバンG : 1億3390万ユーロ

(6) 制裁金の減免について旭硝子Gは、2005年2月22日及び23日の委員会立入検査ではなら重要な違反行為の証拠が発見されなかったこと、2005年3月2日及び8日の減免申請により委員会の欧州板ガラス連盟（GEPVP）ほかへの立入検査が可能になったことを理由に制裁金免除を主張した。委員会は、減免申請があった時点で立入り検査実施決定のための十分な情報を有していたことなどを理由に、2007年2月2日、旭硝子Gの制裁金免除の主張を退けた。

(7) しかしながら委員会は旭硝子Gからの情報は重要な付加価値（significant added value）を有するものであり、2007年2月28日付レターで制裁金を30%－50%減額する意思があることを旭硝子Gに連絡した。また旭硝子Gからの情報提供により、違反期間の開始を2004年4月20日から2004年1月9日へと遡ることが可能となったことを評価した。

- (8) そして旭硝子Gへの制裁金については50%の減額とし、2004年1月9日から4月19日までの期間は制裁金の計算には加えないこととした。すなわち旭硝子Gの違反期間は2004年1月9日から2005年2月11日までであるので制裁金計算上は1.5年となるが、委員会はこれを1年とみなすこととした。

Ⅲ. カルテル行為に対する欧州競争法の運用実務の特徴

本事件に関連して、カルテル行為に対する欧州競争法運用について日本の独占禁止法との比較により主な相違点をあげると次の通りである。

1. 委員会決定書（公開版）のボリューム／当局ホームページ（HP）への掲載時期
 - (1) 本事件の決定書はA4版で119ページ、注釈の数も435にのぼる。
 - (2) 平成19年1月から12月の間にカルテル事件に関して公正取引委員会（公取委）が発した排除措置命令書は平均すると1件当たりA4版で約10ページ以下であり、仮に課徴金納付命令書のページ数が同一の10ページだと仮定しても合計で約20ページである。これは本事件に関する委員会決定書の5分の1に満たないし、注釈も付されていない。
 - (3) 本事件の決定については即日委員会のプレスリリースがHPに出ているが決定書の公開版がHPに掲載されたのは決定の約半年後である、一方公取委の排除措置命令については決定日から2-3日以内にはプレスリリース及び排除措置命令書ともにHPに掲載されている。
2. 証拠
 - (1) 委員会は証拠として書類、とりわけ担当者の手帳、予定表、出張精算報告、メール交信、電話交信を重視している。本事件の場合は、立入検査の際に委員会がコピーしたピルキントンG

新担当者の手帳が重要な証拠となった。委員会は立入検査のその場で書類をコピーする。委員会の集めた証拠は、営業秘密の部分は除き、異議告知書が送付されたのちに関係事業者、申告者などに開示される。

- (2) 公取委は証拠として審尋調書を重視している。事件関係者、参考人を出頭させて審尋し調書を作成し、そして供述人に署名押印を求める。公取委は立入検査において帳簿その他の物件について提出を求め留置する。公取委の集めた証拠は、排除措置命令に関して審判を請求し審判手続きが開始された後に利害関係人に開示される。

3. カルテル行為の捉え方

(1) 行為者

- ① EC条約81条はカルテル行為の行為者として事業者又は事業者団体を規定している。事業者は自然人（個人）の場合もあれば法人の場合もある。注目すべきは事業者を個々の自然人或いは法人として捉えるのではなく、企業集団・企業グループとして捉えることである。例えば親子会社はそれぞれが個別の独立した事業者ではなく、相互に依存する1つの経済単位として捉えている（a single economic unit）。これは委員会が親子会社については法人格否認の法理を適用しているということではない。複数の国で構成される共同体市場の競争を確保するためには、経済活動の実際に重点を置いて事業者を捉えるということであろう。
- ② 日本の独占禁止法（独禁法）第3条はカルテル行為の行為者として事業者のみを規定している。事業者は自然人（個人）の場合も法人の場合もある。そして独禁法8条1項で、事業者団体のカルテル行為を禁止している。なお日本の独禁法の運用において親子会社は個別の独立した事業者として取り扱われている。

(2) 対象行為

- ① EC条約81条は、事業者間での協定、事業者団体での決定及び協調行動を禁止している。協調行動の定義はないが、判例などにより「示し合わせて共同歩調をとること」と解釈されている。EC条約81条においては、協定をすること、又は協調行動をすることが違反であり、その協定に基づく実施又は成果の有無、又は協調行動の成果の有無は違反の認定にかかわりがない。
- ② 日本の独禁法 3 条は不当な取引制限を禁止している。独禁法は 2 条 6 項において不当な取引制限を、事業者が他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束する或いは遂行すること、要は事業者間の共同行為を禁止している。また独禁法 8 条 1 項 1 号は事業者団体が競争を実質的に制限することを禁止している。

(3) 対象市場及び効果

- ① EC条約81条は、加盟国間の通商に影響を及ぼす可能性があり、かつ共同市場内の競争を阻害、制限、又は破壊する目的或いは効果をもつ協定、決定、協調行動を禁止する。すなわち対象市場は複数加盟国にかかわる市場であり、その最大値はすべてのEU加盟国にかかわる共同市場となる。そして効果としては共同市場内の競争制限効果が要求される。
- ② 日本の独禁法 2 条 6 項は、対象市場を一定の取引分野とする。従って最大の一定の取引分野は日本国市場である。そして効果としては競争の実質的制限効果が必要である。これは事業者団体も同様である。
- ③ 従って上記(2)と(3)を纏めると、EC条約81条は、共同市場内の競争制限を目的とする又は効果をもつ協定、決定、協調行動を禁止する。一方日本の独禁法は一定の取引分野で実質的取引制限となる共同行為を禁止する。

(4) 時効

- ① 理事会規則No.1/2003第25条により、委員会は違反が終了してから5年を経過したものについては制裁金を含め、措置決定をすることが出来ない。
- ② 日本の独禁法は第7条により、違反が終了してから3年を経過したものについては排除措置命令及び課徴金納付命令を発することが出来ない。

(5) 制裁金

- ① 理事会規則No.1/2003第23条により、委員会は前年の連結売上高の10%を限度として、制裁金を課することができる。制裁金の決定は、事件の重大性と期間を考慮にいれなければならないが委員会の裁量である。制裁金は違反行為に対して課せられる。よって違反行為があれば、売上高がなくとも制裁金は課せられる²⁵。これは2006年ガイドライン18項²⁶からも明らかである。
- ② 日本の独禁法第7条の2により、公取委は最大限3年分の売上高に10%（小売業3%、卸売業2%）を乗じた額の課徴金の納付を命ずることができる。課徴金の決定について公取委の裁量はない。課徴金は、違反行為による売上高に対して課せられる。よって違反行為があっても売上高がなければ課徴金は課せられない²⁷。

(6) 減免制度

- ① 委員会は1996年にカルテルの自主申告を助長するため減免制度を導入した。委員会告知によれば、立入検査前の第一申告者は75-100%の制裁金免除、立入検査後の申告者であれば50-75%の免除、異議告知書受領前後に拘らず委員会に協力した申告者は10-50%の免除の可能性があるという3段階の減免である。申告者の数の制限はない。

2002年の減免制度は100%免除、30-50%減免、20-30%減免、20%までの減免という4段階の減免である。本事件において旭硝子Gが申請したのは2002年の減免制度である。

現在の減免制度は2006年12月8日から発効となった。この減免制度は2002年同様の4段階の減免であるが、適用基準を詳細に定めた上で、さらに減免申告の予約制（マーカーシステム）を導入してより早く申告が行われるようにしたことである。委員会決定はたとえ制裁金100%免除を受けた関係事業者であれ決定の名宛人から除外することはない。

- ② 日本の独禁法は2006年1月4日施行の改正独禁法からカルテルの自主申告を助長するため減免制度を導入した。第7条の2で立入検査開始前の第1申告者に100%免除を、第2申告者に50%免除を、第3申告者に30%免除を規定している。そして立入検査後であっても申告者の数が3に満たない場合には3に満たすまでを条件に申告者に30%免除を規定している。申告者の数の制限は3である。また第1申告者には刑事告発の対象から除外される。さらに公取委はほとんどの場合、課徴金を100%免除された事業者を排除措置命令の対象から除外している²⁸。

IV. おわりに

2000年以降委員会の課す制裁金額がうなぎのぼりである。そしてカルテル行為を行ったとして制裁金を払う日系企業の数も著しい増加傾向にある²⁹。欧州競争法の運用実務を知ることは、海外活動を行っている日系企業にとって必須となっている。こうした認識から、旭硝子及び日本板硝子が関連する本事件を材料に選び、その解明を行った。検討を行う過程で、証拠書類からの引用、関係事業者との応酬まで記載するという委員会の情報開示の姿勢にあらためて感動を覚えた。共同市場の競争を維持するために、共同体を構成する加盟国及びそこで事業を営む自然人（個人）と法人の共通認識を確保

するためには、このような徹底した情報開示が基礎となるまた必須ということである。

本事件については、先に述べたとおりガーディアンGが決定を不服として欧州第1審裁判所に取消訴訟を提起している。この訴訟成行きが判明した時点で、本事件を再検討する予定であることを記して本稿を終える。

以上

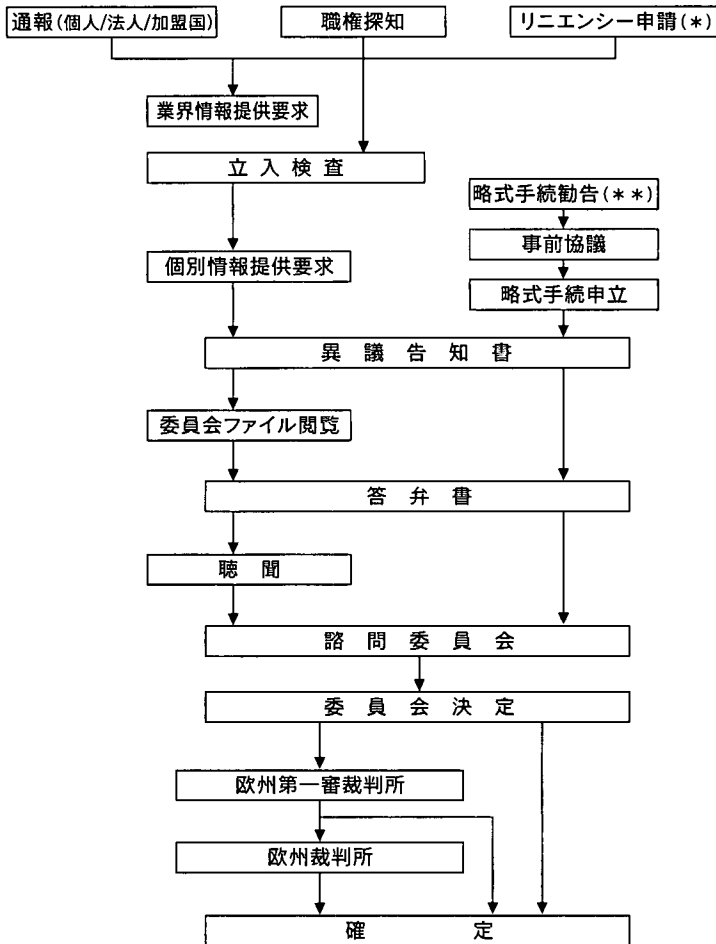
*本稿は筆者の個人的見解に基づくものである。

- 1 <http://ec.europa.eu/comm/competition/antitrust/case/index>による。
- 2 決定要約は2008年5月24日付Official Journal of the Europe Union (2008/C127/11)
- 3 本稿ではすべて1ユーロ=130円で換算する。
- 4 EC条約256条 第1パラグラフ
「加盟国を除き個人法人に金銭的義務を課す理事会又は委員会決定は執行力をもつ。」
- 5 1941年7月19日オランダ、ロッテルダム生、エラスムス大学卒、1965年経済学修士。欧州委員会（ホセ・マヌエル・ブロッソ委員長含め27名の委員、任期2004年-2009年）で競争政策を担当する委員。
- 6 EU加盟国拡大の経緯は次の通りである。
原加盟国：仏、独、伊、蘭、ベルギー、ルクセンブルグ（6）
1973年：英、アイルランド、デンマーク（6+3=9）
1981年：ギリシャ（9+1=10）
1986年：スペイン、ポルトガル（10+2=12）
2004年5月1日まで：オーストリア、スウェーデン、フィンランド（12+3=15）
2004年5月1日以降：チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア（15+10=25）
2007年1月1日以降：ブルガリア、ルーマニア（25+2=27）
またEEAはEU加盟国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイを加えた地域である。欧州競争法事件においては、その違反行為の時期とその時点でのEU・EEAの加盟国との関連に注意する必要がある。
- 7 旭硝子HP参照 <http://www.agc.co.jp/news/2002/1218.html>
- 8 2006年6月7日委員会プレスリリース IP/06/750、日本板硝子HP参照 <http://www.nsg.co.jp/press/2006/0616.html>
- 9 2006年6月9日事件番号M.4173、1998年8月7日事件番号M.1230、1993年12月21日事件番号、/M.358
- 10 2005年2月24日 委員会プレスリリース MEMO/05/63

- 11 自動車ガラスカルテル事件の異議告知書送付事実については、2007年4月23日委員会プレスリリース MEMO/07/147決定については2008年11月12日委員会プレスリリース IP/08/1685サンゴバンG及び日本板硝子傘下のピルキントンGは欧州第1審裁判所の取消訴訟を提起した。（事件番号T-56/09及びT-72/09）
- 12 2002年2月19日 Official Journal of the Europe Union (2002/C45/03)
- 13 2007年3月14日 委員会プレスリリース MEMO/07/102
- 14 2008年5月24日付Official Journal of the Europe Union (2008/C127/08)
- 15 2008年5月24日付Official Journal of the Europe Union (2008/C127/09)
- 16 2008年5月24日付Official Journal of the Europe Union (2008/C127/10)
- 17 2007年11月28日 委員会プレスリリース IP/07/1781
- 18 2008年4月28日付Official Journal of the Europe Union
- 19 多数の判決が本決定において引用されている。例としてはHFB事件 T-9/99、PVC-II事件 T-305/94、サリオ事件 T-334/94、などがある。
- 20 セメント事件 T-25/95
- 21 ミシュラン事件 T-203/01
- 22 2006年9月1日 Official Journal of the Europe Union (2006/C210/02)
- 23 1998年1月14日 Official Journal of the European Communities (98/C9/03)
- 24 2006年ガイドラインの38項は「本ガイドラインは、本ガイドラインが官報に公表された日以降に通知された異議告知書に関するすべての事件に適用される。」と定めがある。本事件の異議告知書送付は2007年3月9日であり、2006年ガイドラインが適用される。
- 25 例えば2007年1月24日ガス絶縁開閉装置事件、事件番号COMP/F/38.399 決定番号C (2006) 6762における日本事業者（富士電機、日立、三菱電機、東芝、日本AEパワーシステム）。
- 26 「違反行為の対象市場がEEA域内を越えている場合（例、全世界カルテル）、EEA域内における関係事業者の売上高は各関連事業者の違反の軽重を適切に反映しないことがある。その場合、関連事業者の違反行為とEEA域内における売上高を調整するため、委員会は対象市場すべての売上高を推定し、関連事業者の対象市場におけるシェアを推定し、そしてそのシェアをもってEEA域内における関連事業者の売上高を求める。そうして求めたEEA域内売上高が制裁金の基礎額の算定に用いられる」
- 27 例えば平成20年（措）第2号マリンホース事件における4外国事業者（Dunlop Oil & Marine Limited, Trelleborg Industrie S.A.S, Parker ITR srl, Manuli Rubber Industries SpA）
- 28 平成20年（措）第5号シュリンクフィルム事件の大倉工業は課徴金100%免除ながら排除措置命令の名宛人となっている。
- 29 http://ec.europa.eu/competition/cartels/overview/faqs_en.html、平成20年6月25日経済産業省「競争法の国際的な執行に関する研究会 中間報告」

欧州市場における板ガラス価格カルテル事件（北）

EC条約81条及び82条事件の処理手続



(*) カルテル事件のみ適用。1996年より導入。

現行制度は、06年委員会告示(2006/C298/11)による。

(**) カルテル事件のみ適用。08年7月2日より導入。